

コンテンツのネット利用調整制度の あり方について(第二案・論点2)

2009/Feb/27

コンテンツ学会ネット利用調整制度PT事務局

<修正版「調整法」の考え方～本日の論点>

1. 公的な登録制度及びデータベースを規定する。登録制度の主旨はコンテンツ毎に一の管理者(許諾者)を規定し、利用を促進することとする。なお、登録制度の設計にあたっては既存の著作権等管理事業が存在することに配慮し、また徒に公的事業を拡大しないよう配慮する。
2. (A案)テレビ放送事業者に一定の範囲において登録を義務づける。(A-1案)これについての権利調整規定はこれを置かない。(A-2案)これについて、「経団連ルール」を基とした権利調整規定を置く。
(B案)テレビ放送事業者に努力義務を規定する。
3. (A案)過去のテレビ番組について、テレビ放送事業者に公的登録制度上の管理者に準じた立場を認める。その場合は生じた収益を「経団連ルール」を基とした規定により権利者に配分する(配分すべき者が不明な場合はこれを供託する)。ただし、同コンテンツが公的データベースにすでに登録してある場合はその登録が優先される。
(B案)過去のテレビ番組について、権利者が不明な場合は「経団連ルール」を基とした基準により供託をなすことで、登録をすることができることとする。
4. 公的登録制度上の管理権から派生した消費者の利用について、ライセンス規定により、「フェアユース」に関わらず、適正な利用者の自由利用範囲の拡大を規定する。
5. 上記のうち、2. の措置は業界慣行が定着するまでの過渡的なものであることから、あくまで時限立法とし、適切な時期の制度廃止を期待する。

<自由利用の範囲>

登録制度を前提に、登録されたコンテンツに対して自由利用ルールは如何に適用されるべきか

1. どのような行為を敢えて制度的に認める「自由利用」の対象とするか
 - (A案) 非営利の活動に用いること
 - (B案) 社会的影響の小さな利用に用いること
 - (C案) 正当受権者が専ら自らの為に用いること
 - (D案) 再創作に用いること
2. どのように「自由利用」を規定するか
 - (A案) フェアユース規定を設ける
 - (B案) 列挙式自由利用規定を設ける(現行著作権法型)
 - (C案) 列挙式自由利用規程を設けるが、意図的に司法の解釈自由度を上げる
 - (D案) 法定ライセンス契約(強行規定)で規定する
 - (E案) 法定標準ライセンス契約(登録時の意思表示、または契約で修正可)で規定する
 - (F案) 管理者に自由利用ルールを設定する努力を義務づけるのみとする
3. どの権利に関する「自由利用」か
 - (A案) 著作権
 - (B案) 隣接権
 - (C案) 著作者人格権
4. 「自由利用」が設定されてしまう利益調整をどのように行うか
 - (A案) 調整は行わない(権利の「内在的限界」、または「自主的放棄」という考え方)
 - (B案) 調整金制度を創設する(産業間調整、間接的課金他)
 - (C案) 利用者に対する支払義務を規定する(金額水準は法定又はそれに準じたもの)

<登録のインセンティブ>

登録制度を前提に、登録のインセンティブとなる登録の効果は如何に設計されるべきか

1. 登録された権利関係を法的に「推定」する機能
 - 訴訟等権利行使をする際に権利保有の証明が免除される。
2. 権利保護を自動的に行わせる機能(非親告罪化)
 - 登録されたコンテンツに対する侵害行為は自動的に刑事罰の対象となる。なお、登録に際して本効果を放棄する旨の選択肢を用意することも考慮する。
3. 権利保護水準を上げる機能(差止請求権の付与)
 - 登録されたコンテンツについては管理者に権利侵害行為の差止請求を認める。人格権を行使する必要がなく、クリエイターや実演家を法廷に巻き込む必要もない。
4. 登録コンテンツの無許諾利用者の法的責任を重化する機能(損害賠償の強化)
 - 損害賠償の重加算規定や、損害賠償額の疎明義務転嫁などを規定する。
5. 権利内容を一部拡張する機能(著作権法第30条等の権利制限の一部解除)
 - 著作権法が規定する権利制限を解除し、私的利用や学校での利用などについても権利行使ができるようにする。自由利用範囲については、コンテンツ登録時のライセンス設計において、権利者がこれを行うことを想定(→自由利用ルールのデザインとのバランスに配慮)。